



近年、台風や降ひょうなどによる自然災害が多発しています。
今後起こりうる自然災害に備え、果樹共済や収入保険などの
農業保険に加入しましょう。

口座振替のお願い

NOSAI では、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

すべての農家の方

果樹共済

果樹共済に 加入しましょう!

◎掛金の約50%を 国が負担します。

自然災害等で、収穫量が減収した場合に補償します。

半相殺減収総合短縮方式

加入条件

所有している園地すべてを加入する必要があります。

加入資格

類ごと 5a 以上の栽培面積を有している農業者が対象となります。

補償期間
(責任期間)

発芽期



3月下旬頃

補償期間

収穫期



加入できる
品 種

1類(早生)

幸水、新水、愛甘水、長寿、筑水、多摩

2類(中生)

豊水、あきづき、新星、恵水、二十世紀、長十郎、南水、秀玉

3類(晩生)

新高、にっこり、新興、秀峰、塚原、秋峰、甘太

対象となる
災 害

病虫害



鳥獣害



火 災



すべての自然災害



支払開始割合

3～5割

農家ごと類区分ごとに果実の減収が基準収穫量の3割～5割を超えた場合、支払の対象になります。

補償割合
(付保割合)

4～7割

4割～7割の間で補償割合(付保割合)を選択していただきます。

✓被害発生時は全園地の基準収穫量の合計と減収量の合計で損害割合を求めます。

✓農家ごと類区分ごとに果実の減収が基準収穫量の3割～5割(支払開始割合)を超えた場合、支払対象になります。

共済金額（補償額）

共済金額 = 標準収穫量 × 1 kg当たりの価格 × 補償割合

標準収穫量 品種・樹齢に応じて算定した標準的な収穫量となります。

1 kg当たりの価格 過去一定年間における果実の平均価格を基礎に農林水産省で算定します。

補償割合 4～7割の間で選択していただきます。

農家負担掛金

農家負担掛金 = 共済金額 × 掛金率^{※1} × (1 - 防災施設割引率) - 国の負担金 (約50%)

※1 掛金率：農家ごとの過去の被害率に応じて毎年掛金率（危険段階別共済掛金率）を算定します。

⚠ 農家負担掛金の他に事務賦課金をご負担いただきます。

防災施設割引

防災施設が設置されていれば掛金が割り引かれます。

(%)

ネット				防霜ファン	防蛾灯
防鳥	防風	防ひょう	多目的		
5	5	30	40	5	5

支払共済金

支払共済金は、減収量により損害割合を算出し、その損害割合に応じ「支払割合」によって算定します。

損害割合 = 減収量 ÷ 基準収穫量

基準収穫量

着果数調査及び平年収量等を基礎として園地ごとに定めた収穫量となります。

支払割合

損害割合と加入方式により算出します。

(%)

損害割合	31	40	50	60	70	80	90	100
支払割合	1	14	29	43	57	71	86	100

支払共済金 = 共済金額 × 支払割合
(補償額)

分割評価

果樹栽培は適切な管理が重要です。肥培管理の粗放や病虫害防除の不適切など共済事故以外の原因による減収等は支払い対象として扱わず、分割して評価します。

栽培環境・整枝剪定 …… 植栽状況、間伐の適否、日当たりのよい園地かどうか等

着果管理 …… 適切な着果数、着果のムラ等

病虫害防除 …… 適時に有効な薬剤散布が行われたか等

土壌管理（除草・施肥等） …… 施肥、除草等が適切か

特別分割 …… 自己都合による管理不行き届き等、上記分割に上乘せが必要な場合

収入 保険

青色申告を行っている方

収入保険への 加入をおすすめ します！

自然災害はもちろん、価格の低下を含め、
すべての農産物の販売収入の減少を幅広く補償します。

収入保険

加入資格 青色申告をしている農業者が対象となります。

保険期間

1月1日

1年間

12月31日

対象収入

自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。

自然災害等での減収



市場価格の下落



災害での作付不能



倉庫の浸水被害



補償の対象

けがや病気での収穫不能



盗難や運搬中の事故



取引先の倒産



など、農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、
下回った額の9割を上限に補てんします。

補償内容

※基準収入は過去5年間の平均収入を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）。
※毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
※農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含められます。
※農業者の補償内容は条件により異なります。くわしくは農業共済組合等へお問合せ下さい。

✓ **保険方式**

…… 掛金は掛け捨てとなり、約50%を国が負担します。
保険料率は果樹共済より安い、1.23%で、事故がなければ、保険料は安くなります。最大で10年間無事故の場合、基準保険料の半分にになります。

✓ **積立方式**

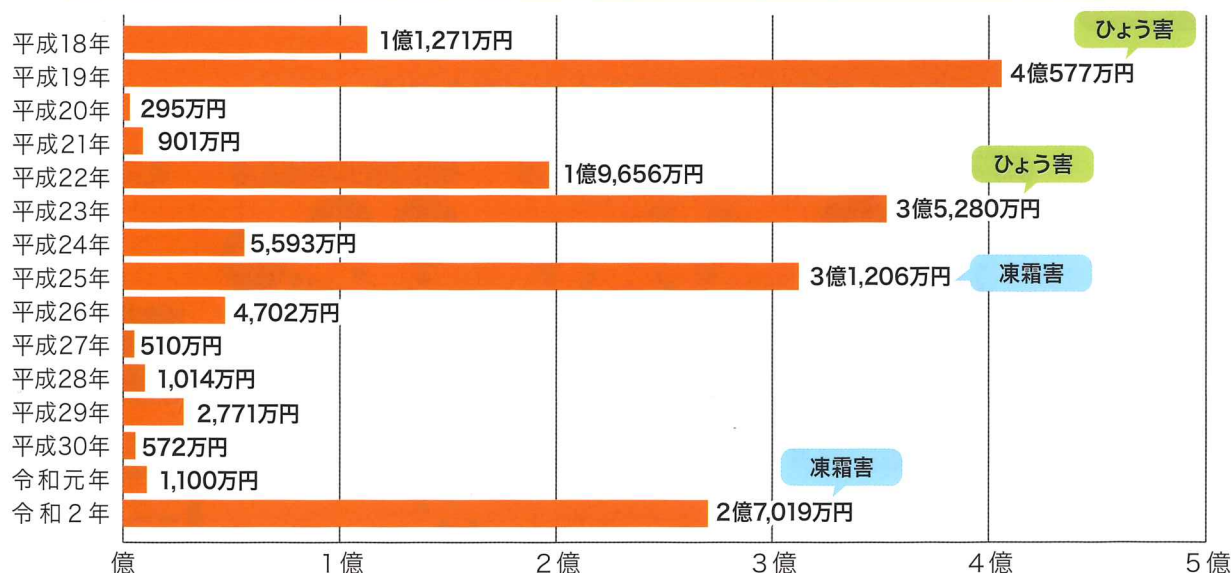
…… 保険方式と組み合わせて加入することができます。
掛金は積立で、25%を農業者が、75%を国が負担します。
事故がなければ、翌年以降は新たな積立は不要です。

果樹共済と収入保険の比較 (令和4年産の場合)

	果樹共済 (減収総合短縮方式)	収入保険(個人)
加入時期	令和4年1月～2月	令和3年11月末頃まで
責任(保険)期間	令和4年の発芽期～収穫期	令和4年の1月1日～12月31日
対象事故	全ての自然災害、病虫害等	自然災害等での減収、市場価格の下落、けがや病気での収穫不能、盗難や運搬中の事故等
共済金 支払時期	令和4年の12月	保険期間終了後～6月 (確定申告終了後)

果樹共済 過去15年間の共済金支払状況

過去15年間の共済金支払状況



その他の方式

● 全相殺方式

JA等の出荷資料もしくは青色申告書等により農家単位の収穫量を把握し、減収量が基準収穫量の2割～4割(支払開始割合)を超える被害があった場合に共済金が支払われます。

● 地域インデックス方式

農林水産省より公表される農林水産統計を用いて、当年産の統計単収の減収量が基準統計単収^{※2}の1割～4割(支払開始割合)を超える被害があった場合に共済金が支払われます。

※2 基準統計単収：過去の統計単収を基礎として算出(過去5カ年のうち中庸な3年を用いて算出)

共済関係の成立に関する留意事項

(1) 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載していただく「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違が無いこと、既に事故が生じているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅滞なくNOSAIに通知していただく「通知義務」があります。

このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いいたします。

また、引受変更に伴う追加掛金が、納期限までに納入されない場合にも共済金をお支払い出来ないことがありますので、期限内納入をお願いします。

(2) 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。
- ③ NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

(3) 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができた認められる額を差し引くことがあります。

(4) 解除等における共済掛金等の取扱い

(1)、(2)、(3)の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

共済関係成立後に交付する加入承諾書で、加入内容のご確認をお願いします。

- ① 申し込みいただいた内容
- ② 契約後に通知が必要な事項
- ③ 補償対象となる共済事故の一覧

金融商品販売法に係る重要事項

—— 農家の皆様へ ——

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合等の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 組合等への損害通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合等の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

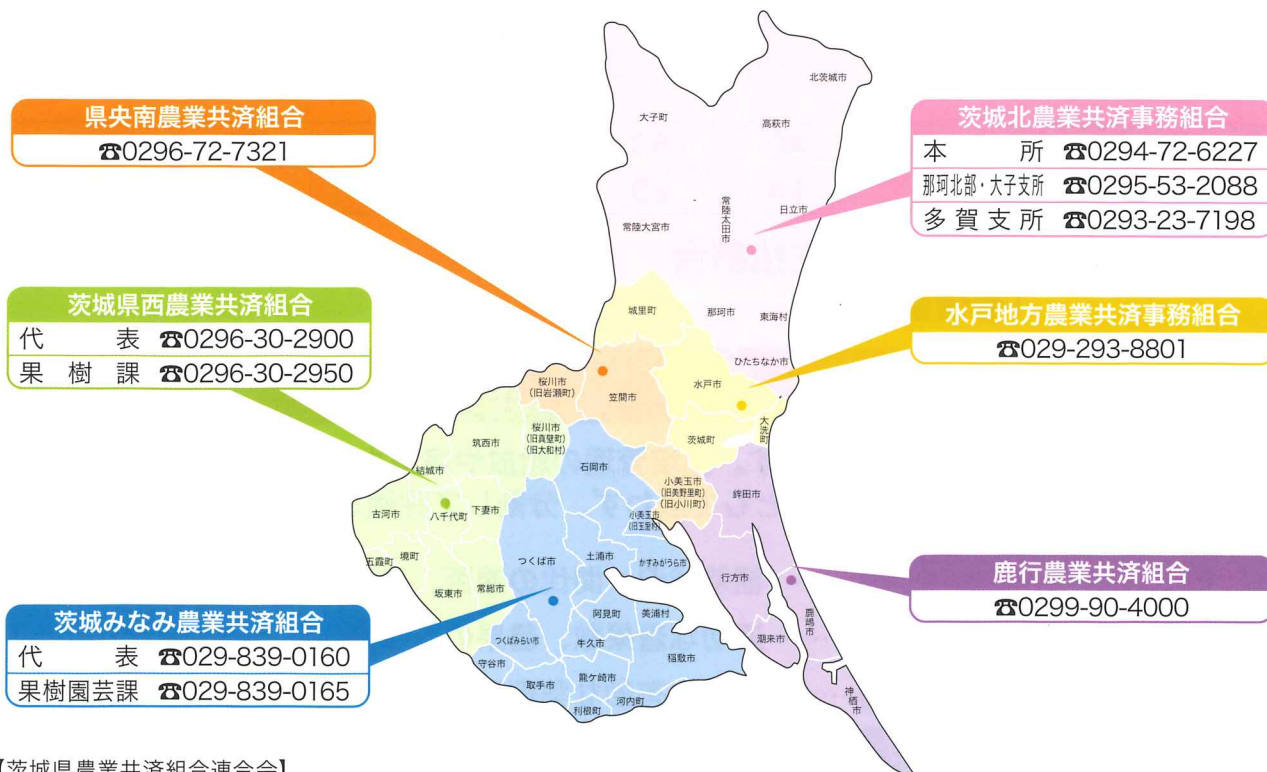
※この重要事項は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただく旨よろしくお願いいたします。

【個人情報の取扱いについて】

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。

個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた上、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

お申込み・お問合わせは、お近くの農業共済組合等又は各支所へ



【茨城県農業共済組合連合会】

住所：水戸市小吹町942 (代)：029-215-8881 / 農産果樹課：029-215-8884 HP アドレス <http://www.nosai-ibaraki.or.jp>

2021年6月作成 (令和4年産用)

※令和4年4月1日より連絡先が下記のとおり変更となります。

組合等名	支所等名	電話番号	組合等名	組合等名	組合等名
いばらき 広域	水戸支所	029-306-6720	鹿 行	—	0299-90-4000
	笠間支所	0296-72-7321	茨城県西	代 表	0296-30-2900
	常陸太田支所	0294-72-6227		農作課	0296-30-2912
	常陸大宮出張所	0295-53-2088	茨城県農業 共済組合 連 合 会	住 所:水戸市小吹町 942	
	高萩出張所	0293-23-7198		電話番号:029-215-8881(代表)	
	つくば支所	029-839-0163		電話番号:029-215-8884(農産果樹課)	
			HPアドレス: http://www.nosai-ibaraki.or.jp/		